

## 第1章 はじめに

この監視指導計画は、重点的かつ効果的な監視指導の実施を通じて、食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全性を確保することにより、市民等の健康の保護を図ることを目的とします。

実施体制：監視指導の実施、試験検査の実施

実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 第2章 重点監視指導事項

食品の安全性を確保するためには、以下の5点の事項について、重点的に監視指導します。

1. 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導事項
2. 食品ロスを削減する取り組みである食べ残し持ち帰りにおける留意事項の啓発
3. HACCP(※)の普及・推進
4. 食中毒の予防
5. 適正表示の推進

※Hazard Analysis and Critical Control Point「危害分析重要管理点」の略称。

## 第3章 食品等事業者への監視指導

- ・食品衛生法に基づき営業許可・届出を有する施設（食品の製造、加工、調理及び販売施設等）と、営業許可・届出は要さないものの食品衛生上重要な施設（学校、病院、福祉施設等の給食施設や、大規模小売店等）に対して食品衛生監視員による監視指導を実施します。
- ・大規模なイベントや祭り等の開催時において、飲食物による食中毒を防止するため、会場に臨時的に設営する食品取扱い店舗に対して監視指導を行います。
- ・市内で生産、製造、加工、販売等されている食品や、市内に流通している食品（輸入食品を含む。）について収去検査を実施します。
- ・食中毒発生時には、食品衛生法の規定及び「大分市食中毒対策要綱」に基づき、迅速に原因究明及び健康危機管理対策を実施します。

## 第4章 連携協力

市民の食の安全安心を確保するため、庁内の関係各課で構成される「大分市食の安全安心確保連絡会議」を定期、臨時に開催して情報を共有するとともに、連携を強化します。また、大規模食中毒や広域流通食品、輸入食品の違反等発見時及び通報受理時には、厚生労働省、消費者庁や都道府県等と緊密な連絡、連携を図り対応します。農水産物の生産段階の安全性確保を所管する農林水産部局関係課との連携を図ります。

## 第5章 食品等事業者による自主衛生管理の推進

- ・食品衛生管理者(※1)・食品衛生責任者(※2)・ふぐ処理者の設置
- ・講習会の開催および情報提供
- ・自主衛生管理の推進
- ・意見交換

※1：特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物を製造又は加工する施設に設置することが義務付けられています。※2：省令において、営業者は施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として食品衛生責任者を定めることとなっています。

## 第6章 市民への情報提供及び意見交換

監視指導計画の策定にあたっては、計画案策定の段階において、大分市ホームページや市報等を通じて市民からの意見募集を行うとともに、「大分市地域保健委員会（衛生・環境対策小委員会）」から意見を聴取します。これら市民から寄せられた意見を整理及び検討後、監視指導計画を定め、公表します。前年度の監視指導結果については、令和7年6月までに取りまとめ、大分市ホームページに掲載します。

## 第7章 人材の養成および資質の向上

適切な監視指導を実施するために、職員の研修や調査研究を推進し、食品衛生に関わる人材の養成及び資質の向上を図ります。

食品衛生監視員には、内部研修の実施とともに、厚生労働省や大分県等が主催する研修会や講習会への参加を促し、食品衛生に関する情報の収集や資質の向上を図ります。